

議案第4号

富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月26日提出

富津市長 高橋恭市

提案理由

デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、関連する条文を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第10号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

第35条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号及び第10号の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。